

寄附の不当な勧誘を規制する法律があるのをご存知ですか？

会場参加

オンライン聴講



法人・団体向け

不当寄附勧誘防止法説明会

in 仙台2026



仙台市外の方も
ご参加いただけます！

不当寄附勧誘防止法について、

知りたい、理解を深めたい
法人・団体向けの説明会です。

※個人の方もご参加いただけます。

不当な寄附勧誘とは？

どのような行為が規制の対象
となるの？

寄附を募る場合、法人が注意
すべきポイントは？

開催日

時間

会場

参加方法

プログラム

2026年3月3日(火)

13:30~15:00 (予定)
(受付開始 13:00~)

エル・ソーラ仙台28階 研修室

宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階

・JR「仙台駅」から徒歩約2分

・仙台市地下鉄南北線・東西線「仙台駅」から徒歩4分

参加無料

事前申込制です。

お申込みはこちら ►►►

※定員に達した時点で締切となります。



① 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」

② 中里真准教授による基調講演
「法人等が寄附を募る際に
知っておくべきこと」

③ 質疑応答

※この法律の正式名称は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」です。

基調講演

中里 真 氏
Nakazato Makoto

- 福島大学
行政政策学類 准教授
- 適格消費者団体
消費者市民ネットとうほく 理事



講演内容

「法人等が寄附を募る際に知っておくべきこと」

PROFILE

民法及び消費者法を専門とし、福島県消費生活審議会会長等を歴任。
消費者保護に関する研究・実務に携わり、各地で講演・研修等も行っている。

消費者庁講演

講演内容 「不当寄附勧誘防止法について」

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 担当官



個人の
皆様へ!

不当寄附勧誘防止法は、法人等による寄附の不当な勧誘から皆様を保護する法律です。
不当な寄附の勧誘を受けてお困りの方は、消費者ホットライン188にお電話ください。
お近くの消費生活相談窓口にお繋ぎします。

主催



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【本説明会に関する問合せ先】

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

03-3507-8800(代表)